

# 基本計画推進のために

本格的な少子・高齢社会を迎える中、基本構想では、市民生活をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、新たな将来像を「人が輝き、感動あふれる美しい都市<sup>まち</sup>すいた」と設定しました。この将来像は、市民の暮らしの場であるまちを、安心して暮らし、働き、学び続けることができる「美しい都市<sup>まち</sup>」として実現することをめざしています。「美しい都市<sup>まち</sup>」とは、生活基盤が整った中で、緑や水辺、歴史的まちなみ、商店街や建物、歩道などがうるおいや落ち着きをみせているだけでなく、都市文化が育ち、人びとが集い、交流し、豊かなコミュニティが形成されたまちのことであり、それは、35万人の市民が、多様な暮らしを平和に穏やかに、豊かに営んでいるまちの姿でもあります。そして、そのようなまちを次世代に引き継いでいく必要があります。

市民が暮らす地域にはそれぞれの特徴があり、異なるまちなみを形成しています。市民自らの手による地域づくりの取組も広がりつつあります。地域の特性を生かすためには、地域に視点を置いた取組が必要です。

将来像の実現のために、市民参画・協働の仕組みを整え、英知を生かし、今まで以上に市民と共にまちづくりに取り組み、地域での総合的できめ細かな施策の展開を図っていかなければなりません。

以上のことから、基本構想で示された施策の大綱を具体化し、計画的に進めるための基本計画について、次の方策を講じ推進します。

## 1 協働によるまちづくり

将来像の実現のためにとりわけ重要なのは、市民、事業者との「協働によるまちづくり」の推進です。

市民、事業者、行政が、相互の主体性を尊重しながら信頼関係を深め、地域社会が抱える問題の解決に向けて、それぞれの役割を担う「協働によるまちづくり」を推進するため、

- ・市民の活動を促進するための情報を積極的に提供し、参画の仕組みを整えること
- ・活動の場を提供すること
- ・地域でのネットワークの形成に必要な拠点施設の配置を行い、ネットワークの安定的、効果的な運営のための専門的な支援を行うこと
- ・福祉や環境、文化などの分野で、市民の自主的な地域活動等を通じて広がりを見せはじめている市民のサービス提供者としての参加を支援すること

など、具体的な協働の仕組みづくりを進めます。

## 2 地域の特性を生かしたまちづくり

地域別計画を推進するためには、市民生活にかかる施設の配置や福祉・保健・医療にかかる地域ケア体制、子どもを守り育てるための支援体制など部門ごとの施策を、地域において総合化する必要があります。また、これらの施策を市民ニーズに基づき、市民の自主的なまちづくりと連携させて効果的に実施する必要があります。そのため、地域別計画の推進を図る執行体制の整備を行います。

また、この地域別計画が、市域を6ブロックに区分した広域的な生活圏域を対象としたものであることから、今後市民の参加と協力を得て、より身近な生活圏域での地域の現状や課題が把握できる資料の整理と提供を行うなど更にきめ細かな対応を行い、市民自らが取り組むまちづくりを支援します。

## 3 行政構造の改革

市民に身近な行政はできる限り身近な地方自治体が行うという地方分権の下では、市民参加によ

る行政の推進だけでは十分とはいえない。市民、事業者、行政の関係を見直し、3者がそれぞれに「まちづくりの主体」として役割と責任を分担し、協力し合う関係を築いていかなければなりません。そのためには行政自らが、これまでの行政のあり方を見直し、構造改革に取り組む必要があります。そのため、次のことに取り組みます。

- ① 市民、事業者、行政の役割について、時代の変化に対応しながら、市民、事業者と共に検討を進めます。
- ② 行政の透明性を高めるために、情報の共有化を進めます。
- ③ 協働によるまちづくりを推進するため、意思決定の迅速化とともに、縦割り組織の欠陥を補う柔軟な執行体制の整備を図ります。
- ④ めざす職員像、組織像の指針となる「人材育成基本方針」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)に基づき、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図ります。

度など計画の進捗状況を市民に公開し、協働して点検する仕組みを構築します。

- ⑥ 市民の日常生活圏や経済圏が拡大する中で、市域を越える広域的な行政課題に効率的・効果的に対応するとともに、市民の利便性の向上を図るため、広域行政に取り組みます。

#### 4 計画的な行財政運営の推進

行政課題に効率的・効果的に応え、市民の満足度を高めていくために、次の方策を講じます。

- ① 簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。
- ② 健全な財政基盤を確立するため、適正な行財政運営に努めます。さらに、市税収入等の自主財源の充実・確保に努めるとともに、国に対しては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源移譲を伴った真の地方分権推進を求めていきます。
- ③ 計画的に施策を実施するため、財政的な裏付け、事業の緊急性、効果の検討を行いつつ、5年を期間とする実施計画を定め、計画の着実な推進を図ります。
- ④ 効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを行うために、事務事業評価システムを充実させるとともに、総合的な行政評価システムを構築します。
- ⑤ 基本計画の進行管理について、数値目標の到達

# **吹田市第3次総合計画の構成**

**第1部 基本構想**

**第2部 基本計画**

**第1編 部門別計画**

**第2編 地域別計画**

**第3編 基本計画推進のために**